



## 道路

### 歩道や側溝を切り下げるときは

管理課管理係

玄関出入口や自動車の出入口を作るため、歩道や側溝(L形ブロック)を切り下げたり、ガードレールを撤去したりする場合は、道路管理者の承認が必要です。詳しくは、管理課管理係へ問い合わせてください。

### 私道の舗装工事(整備)は

管理課管理係

生活環境の整備を図るため実施しています。実施には調査確認や私道関係者の承諾・申請が必要です。対象とならない場合もありますので、事前に問い合わせてください。

### 市有地に面して工作物を設置するとき

管理課管理係

市有地(市道など)に面して、垣根・ブロック塀などを設置するときは、民有地と市有地との境界を確認してください。

### 街路灯及びカーブミラーの修理は

交通対策課交通対策係

市で設置した街路灯の電気が消えていたり、カーブミラーが壊れたりしているときは、それらに貼ってある管理番号を連絡してください。

## ■屋外広告物を掲出するには許可が必要です

交通対策課交通対策係

危険を防止するとともにまちの景観を維持するため、広告塔や広告板などの屋外広告物の掲出は都条例で規制されています。屋外広告物を掲出したいときは、問い合わせてください。

## まちづくり

### ■建築プランは都市計画を調べて

都市計画課都市計画係

住みよいまちをつくるために、市には都市計画があります。土地を買うときや、家を建築しようとするときは、都市計画をよく調べてから計画を立ててください。

### ■宅地開発などは事前に協議を

地域開発課開発指導係

市内で、次のいずれかに該当する事業を行うときは、事前に地域開発課開発指導係と協議してください。

- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に該当し、その区域面積が500㎡以上
- 事業区域面積が1000㎡以上
- 中高層建築物の建設に関する事業で、その地上高が10mを超える
- 計画戸数が10戸以上の集合住宅などを建設

くらし

〈広告〉

一般土木 / 排水工事 / 外構工事 / 舗装工事  
宅地造成工事 / 駐車場工事 / 上下水道工事



建設業 東京都知事許可(般-4)第85911号

昭島市宮沢町 2-2-9

TEL 042-545-2371

FAX 042-541-7215

E-mail : yosigumi@jcom.zaq.ne.jp



## ■確認申請は

東京都多摩建築指導事務所 TEL 042-548-2059

建物を建てる時は、工事を始める前に建築確認を受ける必要があります。

## ■住居表示実施区域に建物を新築または建て替えしたときは

### 市民課市民係

住居表示実施区域内(○丁目○番の表示がされている区域)に建物を新築または建て替えしたときは、新しい住所を設定する手続きが必要です。

手続きをしないと住所が決まらず、住民登録や印鑑登録ができなくなることがあります。

また、集合住宅で名称を新規申請・変更する場合も手続きが必要です。所在の案内図、建物配置図、建物の各階平面図を持って、市民課市民係で申請してください。

## ■地区計画区域内で建築行為を行うときは

### 地域開発課開発指導係

次の地区で建築行為(増・改築を含む)などを行うときは、工事着手の30日前までに地域開発課開発指導係へ届け出てください。

- 郷地・福島地区＝郷地町三丁目及び福島町三丁目各地下内
- 田中町一丁目地区＝田中町一丁目及び二丁目各地下内
- 中神駅北口駅前地区＝中神町及び築地町各地下内
- 昭島駅北口駅前地区＝つつじが丘二丁目・三丁目、大神町、田中町及び拝島町各地下内
- 拝島駅南口地区＝松原町四丁目及び五丁目各地下内

- 立川基地跡地昭島地区＝もくせいの杜一丁目・二丁目、福島町、築地町及び中神町各地下内
- 西武立川駅南口地区＝美堀町一丁目及びつつじが丘一丁目各地下内
- 都営中神アパート周辺地区＝築地町及び中神町各地下内
- つつじが丘地区＝つつじが丘三丁目各地下内
- 昭島中央線沿線地区＝宮沢町一丁目、上川原町一丁目・三丁目、大神町一丁目・二丁目及び田中町一丁目各地下内
- 中神駅北側地区＝中神町、宮沢町及び大神町各地下内

## 土地の譲渡

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課  
TEL 03-5388-3217

市役所地域開発課開発指導係

### ▶都市計画区域内の土地の譲渡・買い取りは

#### 譲渡

次のいずれかに該当する都市計画区域内の土地を、有償で譲渡しようとするときは、譲渡しようとする日の3週間前までに地域開発課開発指導係に届け出てください。

- 200㎡以上で、道路・公園・都市計画施設などの区域内の土地
- 200㎡以上で、生産緑地地区の区域内の土地
- 上の条件に当てはまらない土地で、市街化区域では5000㎡以上の土地

#### 買い取りの申し出

地方公共団体などに、市街化区域の100㎡以上、市街化調整区域の200㎡以上の土地の買い取りを希望する場合は、申し出ることができます。



〈広告〉

不動産(保有・運用・活用・相続)コンサルティング  
賃借権の斡旋・管理・マネージメント  
不動産の売買・斡旋・開発・プロジェクト

東京都宅地建物取引業協会会員/不動産コンサルティング技能登録(7)第09135号  
東京都知事(12)第33682号

Hifumi 有限会社  
Real Estate Agent

詳しくはホームページで! www.hifumi123.com  
または ひふみ

二三 昭島 検索 東町4-6-7 TEL:042-544-0123

### ▶一定面積以上の土地取り引きをしたときは

市街化区域で2000㎡以上、市街化調整区域で5000㎡以上の土地の売買契約などをしたときは、契約締結後2週間以内に地域開発課開発指導係に届け出てください。

## 住宅 都市計画課住宅係

### ■住宅の耐震化

#### ▶木造住宅耐震診断・改修等補助制度

昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した2階建て以下の木造住宅、または、平成12年5月31日以前に新築工事に着手した2階建て以下の在来軸組工法の木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合、その費用の一部を補助します。また、診断の結果、耐震性がない建物については、改修工事などの費用の一部を補助します。

いずれも、事前に相談してください。

#### ▶家具転倒防止金具取り付けあっ旋制度

地震での家具転倒による被害を軽減するため、金具の取り付けのあっ旋を行っています。家具転倒防止金具取付け申込書を郵送またはファックスでシルバー人材センターへ送付してください。

申込書は市役所住宅係、シルバー人材センターにあるほか、市ホームページからダウンロードもできます。

#### ▶ブロック塀等安全対策補助制度

地震などでの倒壊による被害を防ぐため、市内の通学路に面している高さ1.2m以上のブロック塀などを撤去する場合と、その代わりに塀や生け垣などを設置する場合に、費用の一部を補助します。

いずれも、事前に相談してください。

### ■公営住宅等の入居募集

#### ▶都営住宅の申し込み

住宅に困っている方を対象に、都営住宅の入居者を募集しています。募集の概要は「広報あきしま」、「広報東京都」、東京都住宅供給公社ホームページ<https://www.to-kousya.or.jp/>でお知らせします。詳しくは、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター **TEL 03-3498-8894**へお問い合わせください。

このほか、市民を対象とした募集もしています。募集期間などが決まりましたら、「広報あきしま」や市ホームページでお知らせします。

#### ▶市営住宅の申し込み

65歳以上の高齢者専用住宅として、市営の昭島市シルバー住宅があります。入居者の募集は、空室が発生したときに随時行います。募集期間などが決まりましたら、「広報あきしま」や市ホームページでお知らせします。

### ■空家関連事務

#### ▶被相続人居住用家屋等確認書の交付

空き家の発生を抑制するための特例措置に基づき、譲渡所得の特別控除に必要となる確認書を交付しています。

特例措置には一定の要件があります。詳しくは、相続した家屋の所在地を管轄する税務署へお問い合わせください。

#### ▶低未利用地等確認書の交付

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置に基づき、長期譲渡所得の特別控除に必要となる確認書を交付しています。

特例措置には一定の条件があります。詳しくは、家屋の所在地を管轄する税務署へお問い合わせください。

### ■住宅防音工事

#### ▶住宅防音工事への補助

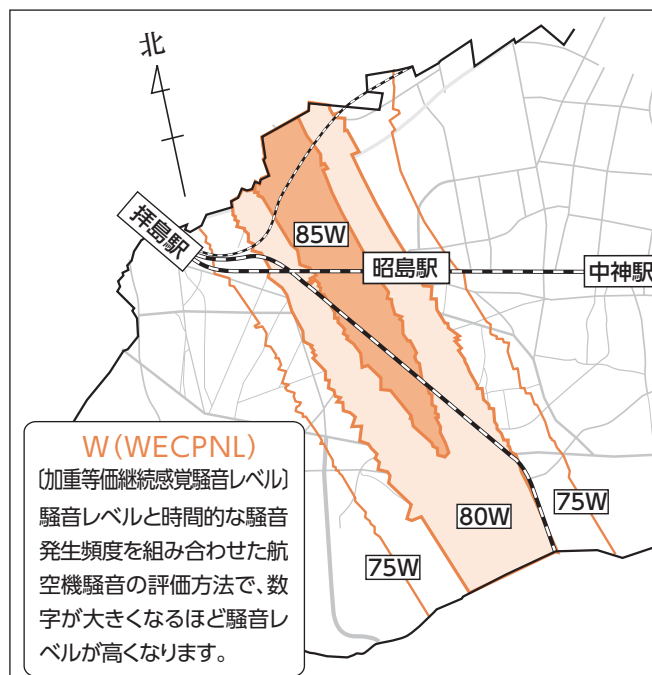
国は、横田飛行場の運用に伴う航空機の騒音を和らげるため、住宅の所有者または居住者が防音工事を行うとき、一定の基準により補助を行っています。

防音工事を希望する方は、住宅防音工事希望届を北関東防衛局へ提出してください。住宅防音工事希望届は、市役所住宅係にあるほか、北関東防衛局ホームページからダウンロードもできます。詳しくは、北関東防衛局住宅防音課 **TEL 048-600-1821**へお問い合わせください。

対象 次のいずれかに該当する住宅

- 下の図の75W以上の区域に、昭和59年3月31日までに建築された住宅
- 下の図の85W以上の区域に、平成17年10月20日までに建築された住宅

#### ▼住宅防音工事対象区域図(概略図)



# 駐輪場 交通対策課交通対策係

## ■ 放置自転車禁止区域

放置自転車は歩行者の安全な通行を妨げ、街の景観を悪くします。市では、駅周辺の自転車等放置禁止区域（駅からおおむね200mの範囲／76ページの案内図でグレーに塗られた区域）に放置された自転車や原付バイク（50cc未満）を、毎日撤去しています。マナーを守り、決められた場所に止めるようお願いいたします。

## ■ 自転車等駐車場

駅周辺に18か所の自転車等駐車場を設置しています。位置は、76ページの案内図をご覧ください。

### ▶ 利用方法

- 定期利用＝1か月・3か月・6か月単位で、定期利用証（シール）を購入
- 一時利用＝1回ごとに支払い

※収容定数を超えたときは、空き待ちとなることがあります。  
※原付バイクの駐車は、右の表の1番・7番・18番の駐車場に限ります。

### ▶ 利用料金

#### 定期利用(月額)

- 自転車＝700円～2000円
  - 原付バイク＝1500円～2500円
- ※料金は、駐車場によって異なります。  
※学生割引があります。

#### 一時利用(1回24時間以内)

- 自転車＝100円
- 原付バイク＝200円

※割引回数券があります。  
※障害のある方や生活保護・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、利用料金が免除されます。

### ▶ 自転車等駐車場の指定管理者

昭島市シルバー人材センター TEL 544-7060

### ▼ 自転車等駐車場

(◎…原付バイクも利用可、△…原付バイク専用)

番号	名称	電話番号	定期利用	一時利用
1	西立川駅南口	527-4080	◎	◎
2	東中神駅北口 ※問い合わせは、4東中神駅北口第二で	542-0055	×	○
3	東中神駅西側 ※問い合わせは、4東中神駅北口第二で	542-0055	×	○
4	東中神駅北口第二	542-0055	○	×
5	東中神駅南側 ※問い合わせは、4東中神駅北口第二で	542-0055	○	×
6	東中神駅公団西側 ※問い合わせは、4東中神駅北口第二で	542-0055	○	×
7	中神駅北口第一	549-8465	◎	◎
8	中神駅南口第一	549-8527	○	○
9	中神駅南口第二 ※問い合わせは、8中神駅南口第一で	549-8527	○	×
10	中神駅北口第二	545-1993	○	○
11	昭島駅北口第二 ※問い合わせは、14昭島駅北口第一で	549-8526	○	×
12	昭島駅南口立体	549-8466	○	○
13	昭島駅南口駅舎下	549-8469	×	○
14	昭島駅北口第一	549-8526	○	○
15	昭島駅南口第二 ※問い合わせは、12昭島駅南口立体で	549-8466	○	×
16	拝島駅北口	549-8525	○	○
17	拝島駅南口地下	549-8467	○	○
18	拝島駅東	549-8524	△	△



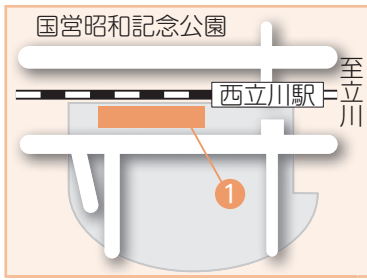
Akishima City  
Photo  
Gallery



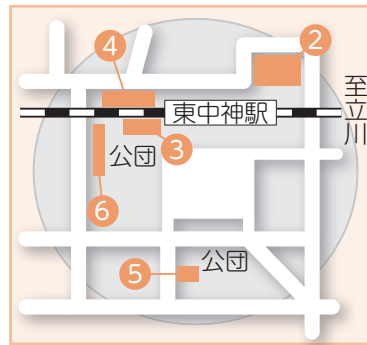
フレッシュママパパ学級

## ■自転車等駐車場案内図

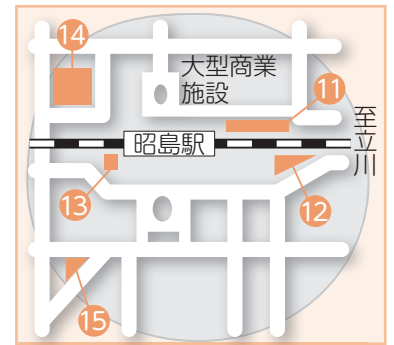
### ▼西立川駅周辺



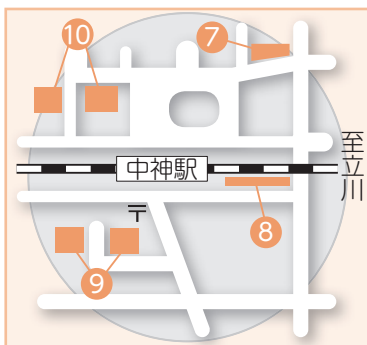
### ▼東中神駅周辺



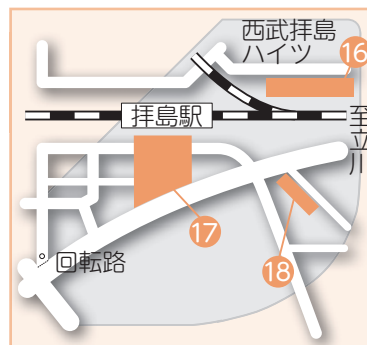
### ▼昭島駅周辺



### ▼中神駅周辺



### ▼拝島駅周辺



※グレーで塗られている区域は、自転車等放置禁止区域です。

## ■自転車等保管所

撤去した自転車や原付バイクを保管しています。引き取りは有料です。通知はがきと身分証明書と自転車の鍵をお持ちください。

所在地 宮沢町472-9

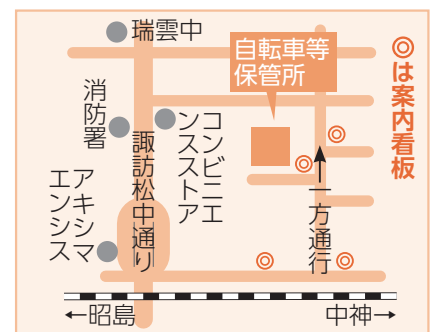
電話番号 549-8330

返還日時 月～土曜日(祝日、年末年始を除く)の午前11時～午後6時30分

撤去・保管料

- 自転車=2000円
- 原付バイク=4000円

### ▼自転車等保管所案内図



Akishima City  
Photo  
Gallery



市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル

## ペット

### ■犬の登録(鑑札)と狂犬病予防注射

環境課環境保全係 TEL 544-4334(直通)

#### ▶犬の登録

犬を飼い始めた日(子犬の場合は生後90日を経過した日)から、30日以内に登録が必要です。

ペットショップなどで販売される犬や猫には、マイクロチップの装着・登録が義務付けられています。環境省のマイクロチップ情報登録サイトから所有者の変更登録をしてください。

マイクロチップの装着・登録をしていない場合は、鑑札を発行するため環境課環境保全係で手続きしてください。

登録手数料 3000円(鑑札を発行する場合)

※飼い主の引っ越しや変更があったとき、また、犬が死亡したときも届け出てください。

#### ▶狂犬病予防注射

飼い主は、1年に1回、犬に狂犬病予防注射を接種させることが義務づけられています。狂犬病予防注射を接種したら、証明書を持って、環境課環境保全係で注射済票の交付を受けてください。

狂犬病予防注射済票交付手数料 550円

### ■ペットが亡くなったときは

清掃センター TEL 541-1342

委託している施設で合同火葬し、共同供養塔へ埋葬します。引き取りを希望する場合は清掃センターへ連絡してください。

手数料 3000円

※直接持ち込む場合は、環境コミュニケーションセンター TEL 546-5300へお願いします。

〈広告〉

楽しい思い出をありがとう・・・  
愛するペットに安らかな眠りを

### 武蔵村山ペットメモリアルパーク

愛犬、愛猫の供養 火葬・墓地・納骨堂完備



里山の中の自然に恵まれたペット霊園です

- 合同火葬(霊園内の共同墓地へ納骨)
- 他所でご火葬された遺骨も納骨できます。
- 個別火葬(立合、一任、遺骨のお届) 個別の墓地のご用意もできます。

詳しくは当園へお電話ください

◆受付時間 9:00~17:00 ◆休業日 1/1~1/2

武蔵村山市岸 4-1-3

☎0120-608249

<https://www.m-pet-m.info>



### ■不妊・去勢手術費用の一部を補助

環境課環境保全係 TEL 544-4334(直通)

飼い主のいない猫に施す不妊・去勢手術費用の一部を補助します。

対象となる猫 市内に生息し、特定の飼い主がいない生後6か月以上の猫

申請者 市民または市内の団体で、捕獲した猫の近隣住民(1人)から飼い主のいない猫であることの確認が取れる方

補助額 1頭につき8000円を限度

※予算上限額に達した場合、受け付けを終了します。

## 消費生活

生活コミュニティ課暮らしの安心係

#### ▶消費生活講座

安全な消費生活を送るための講座や講習会などを開催しています。

#### ▶消費者ルーム(勤労商工市民センター内)

消費生活に関する学習や情報収集の場としてご利用ください。利用には、事前に団体登録が必要です。

開館時間 午前9時~午後10時

休館日 第1・第3水曜日、年末年始

#### ▶消費生活展

市内の消費者団体などと市が、消費生活に関する展示などをする催しです(毎年6月に、市役所などで開催)。楽しみながら学習できます。



# 中小企業の支援

## ■ 資金融資あっせんと事業補助

### 産業活性課産業振興係

#### ▶ 資金融資あっせん

市内の中小企業の事業経営に必要な資金について、信用保証協会の保証により、市内の金融機関に融資のあっせんを行っています。いずれの融資も、市による利子の一部補助や、市・都による信用保証料全額補助があります。なお、融資利率は見直される場合があります。

#### 中小企業事業資金融資

融資額 1000万円以内

#### 返済期間

- ・ 運転資金 = 4年
- ・ 設備資金 = 5年
- ・ 開業資金 = 5年

融資利率 1.6% (1.0%の利子補助あり)

#### 小口事業資金融資

融資額 1000万円以内

#### 返済期間

- ・ 運転資金 = 4年
- ・ 設備資金 = 5年
- ・ 開業資金 = 5年

融資利率 1.6% (1.0%の利子補助あり)

※信用保証協会の保証に付された融資残高の合計額が2000万円を超えないことが条件です。

#### 緊急対策事業資金融資

融資額 500万円以内

返済期間 運転資金 = 5年

融資利率 1.6% (1年目は全額、2年目からは1.25%の利子補助あり)

※最近3か月または最近1年間の①売上高②売上総利益率③営業利益率のいずれかが、前年同期と比較して、3%以上減少していることが条件です。

#### ▶ ものづくり産業技術支援事業

東京都立産業技術研究センターで依頼試験や機器利用をする場合、利用補助を行っています。

補助率 利用料の3分の2 (1000円未満切り捨て)

限度額 5万円

※何度でも申請できますが、1事業者につき1年で5万円が限度です。

※予算上限額に達した場合、受け付けを終了します。

## ■ 勤労市民共済会

中小事業所で働く皆さんの福利厚生充実を図ることを目的に運営されています。

所在地 昭和町3-10-2 (勤労商工市民センター内)

電話番号 543-1959

入会できる方 市内の中小事業所 (従業員数200人以下) に勤務する勤労者とその事業主

#### 会費

- ・ 入会金 = 1人300円
- ・ 会費 = 1人月額400円 (3か月分ずつ前納)

#### 主な事業内容

- ・ 給付事業 = 弔慰金・見舞金・祝金の給付
- ・ 福利厚生事業 = 旅行、各種チケットあっせんなど
- ・ 健康維持増進事業 = 健康診断、人間ドック、脳ドック受診料の補助

## ■ 昭島市商工会

地域商工業者のための経済団体で、地域商工業全般の改善発達を図るために設置されています。

所在地 昭和町3-10-2 (勤労商工市民センター内)

電話番号 543-8186

入会できる方 市内で事業を営む事業者 (法人・個人を問わず)

入会金 500円

会費 問い合わせを

#### 主な事業内容

- ・ 経営改善普及事業 = 中小・小規模事業者を対象
- ・ 地域振興事業



Akishima City  
Photo  
Gallery



アジサイ



オトメツバキ

## 勤労商工市民センター

勤労者、消費者、事業者、生活者など多くの市民の方が活用できる機会を提供する施設です。地域の皆さんのさまざまな文化・学習活動の場として、体育室、サークル室、会議室などの貸し出しを行っています。

所在地 昭和中3-10-2

電話番号 545-0230

ファックス 545-2305

開館時間 午前8時30分～午後10時

休館日 第1・第3水曜日、年末年始

### ▶施設の利用

#### 申し込み

- 団体登録のある団体＝利用日の3か月前の初日から公共施設予約システムで(システムについて詳しくは、44ページを参照)
- 団体登録のない市内団体＝利用日の2か月前の初日から勤労商工市民センター窓口で
- 団体登録のない市外団体＝利用日の1か月前の初日から勤労商工市民センター窓口で

※電話、ファックスによる予約はできません。

### ▶あきしま就職情報室

専門の相談員が、仕事の相談や紹介業務を行っています。多摩地域の求人、パート求人などの情報や、全国のハローワークの求人情報を検索できます。なお、雇用保険に関する業務は行っていません。

相談時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前9時～午後5時

所在地 勤労商工市民センター内

電話番号 544-8617

ファックス 544-8618

## 昭島観光まちづくり協会

昭島市の自然や文化、産業などの魅力を広く発信し、人々の交流や、来街を促す活動を通じて地域の活性化を目指しています。

所在地 田中町562-8 昭島昭和第一ビル202-A

電話番号 519-2114

入会できる方 事業・目的に賛同する個人・団体・法人

会費 問い合わせを

#### 主な事業内容

- 観光案内所の運営
- 昭島ロケーションサービス事業
- 昭島市の魅力PRイベントの実施

### ▶昭島観光案内所

市内の見どころや名所の情報提供などを行っているほか、昭島市のお菓子やオリジナルポストカード、友好都市である岩手県岩泉町の商品などを販売しています。

所在地 田中町562-5(昭島駅北口階段下)

電話番号 519-2331

営業時間

- 平日＝午前9時～午後6時(10月～3月は午後5時まで)
- 土・日曜日、祝日＝午前9時～午後5時(通年)

定休日 月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始



Akishima City  
Photo  
Gallery



コスモス



サルスベリ



## 松原町コミュニティセンター

地域の皆さんが利用できる多目的室、集会室、学習室、保育室、調理実習室などがあります。会議やサークル活動のほか、飲食を伴うイベントや集会にも利用できる施設です。

**所在地** 松原町1-3-10

**電話番号・ファックス** 500-2273

**開館時間** 午前9時～午後10時

**休館日** 第4火曜日、年末年始

### ▶施設の利用

#### 申し込み

- 団体登録のある団体＝利用日の3か月前の初日から公共施設予約システムで(システムについて詳しくは44ページを参照)
- 団体登録のない団体＝利用日の2か月前の初日から松原町コミュニティセンター窓口で
- 葬儀での利用＝利用日の前日の午後3時までに、松原町コミュニティセンター窓口で

※亡くなった方または喪主が市民である場合に利用できません(最大2日間利用可)。

※多目的室、保育室は、葬儀での利用がない場合に利用できます。

## 男女共同参画センター

女性活躍支援担当(男女共同参画センター内) TEL 519-2277

性別や世代を超えて、一人一人がいきいきと輝く男女共同参画社会の実現を目指す取り組みを進めるための拠点です。

男女共同参画に関する啓発、人間関係・DV・ハラスメント・生き方などの悩みごと相談、カウンセリング事業を行っています。また、市民の皆さんの活動。交流に利用できるスペースもあります。団体で利用する場合は、登録が必要です。

**所在地** つつじが丘3-3-15(アキシマエンス校舎棟2階)

**電話番号** 519-2277

**開館日時** 月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

## 宿泊助成

生活コミュニティ課暮らしの安心係

震災の被災地などへの宿泊費の一部を助成します。実際に訪れたり、特産品を購入したりして、これらの地域を支援しましょう。

**対象地域** 岩手県、宮城県、福島県、熊本県、茨城県北茨城市、西多摩郡奥多摩町(令和5年11月現在)

**助成額(年2泊まで)**

- 中学生以上＝1泊3000円(奥多摩町は2000円、岩手県岩泉町は5000円)
- 3歳～小学生＝1泊1500円(岩手県岩泉町は2500円)

**申し込み(令和5年11月現在の指定業者へ)**

- 大洋観光サービス(玉川町1丁目) TEL 545-1311
- 新中央トラベル(つつじが丘3丁目) TEL 542-4080



Akishima City  
Photo  
Gallery



市民文化祭 フラフェスティバル



市民文化祭 書道展